

町報

K A D O G A W A

かどがわ

特集号

平成17年1月 第515号

自立に向けての
行財政改革構想と実施計画



日本一住みよい門川町

輝かしい新春を迎えました。

本町の合併につきましては、過去においてもいろいろ論議された経緯がありますが今回は、平成15年1月より日向市・門川町・東郷町の1市2町で任意合併協議会を設置し、種々協議して参りました。その結果は、15年10月より町内25ヶ所の公民館等で説明し、ご意見を伺ったところであります。その後、議会の判断・住民発議等を経て、最終的に当分の間自立を決断したところです。

本町では、これまでも行政改革に取り組んでまいりましたが、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②交付税の総額抑制、③税源移譲を主な内容とする国の三位一体の改革を考慮した更なる行財政改革が緊急の課題となり、新たな「門川町行財政改革構想」を策定することになりました。

平成16年5月からプロジェクトチームによる素案づくりを開始し、7月には各課の補佐・係長クラスによる作業部会で練り上げ、9月からは、助役・課長クラスによる幹事会、10月には町内各界の代表者20名による審議会にて慎重に検討していただき、最終的にこの「構想」を決定いたしました。国の動向如何では、見直す可能性は十分あります。今後この行財政改革構想を基に第四次門川町長期総合計画等の見直しを行い、これに沿った町政を推進して参ります。この「構想」につきましては、是非とも町民の方々に内容をご承知いただきたく特集号を発行いたします。

引き続き議会の皆様や町民の皆様と連携して、門川町らしい「人にやさしいまちづくり」に取り組んで参る所存でございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

平成17年1月

目次

- 行財政改革構想……………P 3～P18
- 実施計画……………P19～P27
- 財政シミュレーション……………P28～P30

※この構想等につきましては、主旨を皆様にご理解していただくため、全文を掲載しております。

門川町行財政改革構想

I 総論

- 1 行財政改革の目的
- 2 行財政改革の基本的な考え方
- 3 行財政改革の推進体制

II 各論

第1 財政健全化の推進

第2 社会環境の変化に対応した施策の展開

- 1 行政改革の経緯
- 2 民間活力の積極的な活用
- 3 広域行政の推進
- 4 事務事業の整理合理化
- 5 情報化の推進
- 6 行政の公平・透明性の確保

第3 時代に即応した組織・機構の再編

- 1 組織・機構の再編
- 2 協議会等行政委員会の見直し
- 3 施設の管理運営

第4 効率的な行政運営と職員の能力育成

- 1 定員管理・人事管理の適正化
- 2 給与制度の適正化
- 3 職員の能力開発

第5 住民参加型まちづくりの推進

- 1 計画から実行への住民参加

III 行財政改革の推進にあたって

- 1 行財政改革の推進期間
- 2 進行管理
- 3 住民への情報提供と意見の反映

I 総論

1 行財政改革の目的

門川町は、これまで平成8年3月に「新門川町行政改革大綱」を策定し、さらに、平成12年3月に「新門川町行政改革大綱」を改定し、全庁的に行財政改革に取り組んできた。

しかし、地方分権の推進、少子高齢化の進展、日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化、国・地方を通じた厳しい財政状況等、市町村を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような中、平成14年3月に「第四次門川町長期総合計画（平成13年度～平成22年度）」を策定し、「日本一住みよい門川町」を目指してきた。

いまなお、日本経済全体が低迷し、地方財政は、国の三位一体の改革等の影響を受け、極めて厳しい状況にある。本町でも、歳入部分での割合の大きい地方交付税をはじめとする国・県の依存財源が減少している（平成16年度の影響額、約2億円）。

また、歳出面においては、多様化する行政ニーズに加えて、扶助費等の義務的経費が年々増加し、財政の硬直化が懸念される。このため、事務事業の見直し、行政経費の節減や起債依存体質からの脱却など財政健全化が強く求められている。

さらに、地方分権推進法により、地方自治体は、地域のことは自らの責任と判断により地域の実情に応じたまちづくりを進めて行くことが求められている。本町においても、住民と行政との協働によるまちづくりを基本姿勢に、行政の責任領域を踏まえてのそれぞれの役割分担を明確にし、住民との強固な信頼関係となるシステムづくりが必要である。

なお、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限切れを目前に控え、全国的に合併の協議が急速に進む中、本町においても平成15年1月に日向市・門川町・東郷町の1市2町で任意合併協議会を設置し、協議を行ってきた。協議の終了後、9月より10月にかけて地元説明会を行い、民意の集約を行った。法定協議会の設置については、議会の判断を尊重し、当面は自立に向けて取り組まなければならない。

このような情勢を踏まえ、厳しい財政状況と時代の要請に的確に応えることのできる行政体制を確立するため、「行財政改革」を緊急の課題と位置付け、まちづくりに取り組んでいくものとする。

2 行財政改革の基本的な考え方

社会情勢や住民ニーズの変化に対応し、住民が夢と希望を抱き、活力あふれるものになっていくためには、町の行財政運営を「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本原則として、次のとおり推進する。

(1) まちづくりを着実にすすめるために

第四次門川町長期総合計画は、本町の最上位計画であり、個々の整備計画などの個別計画を導く総合的なビジョンであることを再確認し、町の将来像である「日本一住みよい門川町」の実現に向け、より実効性の高い計画とするため事業内容等の見直し作業を実施する。

(2) 効果的な行政サービスの展開と効率的な行財政運営の推進

非常に厳しい財政状況下において、新たな行政課題に的確に対応するためには、これまでの事務事業などすべての項目について抜本的な見直しを図るとともに、行政サービスの適正な選択に努め、時代のニーズに対応した効果的なサービスの展開に努める。

また、限られた財源を有効に活用し、組織・機構の見直し、徹底した経費の節減、職員の削減などに努める。

さらに、複雑化する行政課題に適切に対応し、地方分権の時代にふさわしい行財政体制を確立するため、政策形成機能や総合調整機能の充実、職員の資質の向上・育成などを図る。

(3) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

限られた財源と職員で、より多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくためには、住民と行政との役割分担を明確にし、「できることは住民自らが進んで行う。」という基本姿勢で、住民と行政が協働してまちづくりを推進していく。

3 行財政改革の推進体制

基本的視点に基づき、今後改革を図るべき課題を、以下の5つの柱として体系化し、それぞれ改善の基本方針と推進期間中に改革を図るべき主要改革項目を明らかにする。

① 財政健全化の推進

② 社会環境の変化に対応した施策の展開

③ 時代に即応した組織・機構の再編

④ 効率的な行政運営と職員の能力育成

⑤ 住民参加型まちづくりの推進

Ⅱ 各論

第1 財政健全化の推進

1 積極的な施策展開のための財政運営

自主財源の伸びが期待できない財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応するためには、限られた財源を有効に活用しなければならない。

また、住民ニーズに応えたまちづくりを計画的かつ着実に推進するために、毎年度安定した財源の確保に努める必要がある。

(1) 効果的、効率的な財政運営

本町は、財政力指数0.381（平成15年度）、経常収支比率84.5%（同）という脆弱な財政状況にある中で、これまで事務事業の見直しや、経常的経費の節減による健全な財政運営を行ってきた。

しかし、経済の状況は依然として先行き不透明であり、かつ国の構造改革の推進、特に三位一体の改革での地方交付税の縮減、国庫補助負担金の削減等により、地方財政を取り巻く環境は、一層厳しい状況に陥ることは周知のところである。

このような中で、事業の実施に当たっては、情勢の変化に柔軟に対応し弾力的な運用を行なうなど、より効果的、効率的な財政運営に努める。

●主要項目

① 予算編成の改善及び予算編成における事業評価の反映

予算編成において、現在のシーリング方式（※）のほかゼロベース方式（※）との併用により、今後も予算編成方式の改善を行う。また、事業評価の導入を図り、費用対効果などの評価を反映した予算編成を行う。

※シーリング方式 安易な予算要求を抑え、歳出規模の膨張を防ぐために、要求限度の枠を設けること。

※ゼロベース方式 予算編成を行う際、前期までの予算実績をいったん白紙に戻し、そもそもの目的と必要額、優先順位などを検討し直した上で予算を立てること。前期の実績に対し一律上乘せするような予算編成の反省に立つ考え方。

(2) 第四次門川町長期総合計画の見直し

第四次門川町長期総合計画について、過去の進捗状況を踏まえながら、社会経済の変化や国・県の制度改正、住民ニーズの変化に伴う事業の要否など、当初計画との乖離（かいり※）を精査し、それぞれの事業について緊急性、重要性、有効性などの観点にたち、事業内容を見直す。 ※乖離：かけはなれること。

(3) 公共下水道計画の見直し

公共下水道は、重要課題として平成14年度に基本計画を策定したが、依然として厳しい財政状況であるため、今後の長期財政計画等と調整を図りながら、さらに効率的かつ経済的な計画を検討する。

(4) 補助金・負担金の効果的執行

補助金・負担金については、補助目的を達成したものや時代の変化により効果の薄れたものなど、町の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を毎年度検証し、見直しを行う。

●主要項目

①補助金の見直し

- ア 補助金については、別途「補助金等検討委員会」を設けて、実績主義を原則として恒常的に検討する。
- イ 運営補助（育成補助）：団体の運営及び活動を援助する目的で行っている補助金について、平成16年度は前年度に対し10%削減を行った。平成17年度以降は、さらに見直しを行う。
- ウ 事業補助（活動補助）：町が公益性を認める一定の事業（建物の建設や行事等）について、公平性や費用対効果を検討する。
- エ 同一目的又は類似の補助金や同一団体に対する複数の補助金が発生しないよう内部調整機能の充実を図る。

②負担金の見直し

- ア 国、県及び広域連合等に対する負担金については、法令等に定めのあるものを除き、構成機関と十分協議を行ない縮減に努める。
- イ 町長等が構成員となっている自治体間の協議会等については、行政運営上若しくは住民サービスの維持向上に多大な弊害が発生するものを除き、儀礼的・形式的な協議会等は脱退を検討する。

(5) 地方債発行の適正化

新たな時代に対応した活力あふれる門川町を実現するためには、積極的な事業展開が必要であり、その財源としての地方債の果たす役割は極めて重要である。

しかし、平成15年度末地方債現在高は、普通交付税の減少分を補う臨時財政対策債の借入れの影響で、58億4,409万円（町民1人当たり29万6千円）となり、年々微増している。地方債残高の増加は、次の世代に負担を求めることになるため、地方債の発行や将来の公債費を一定の水準にとどめる必要がある。

●主要項目

①地方債残高の圧縮

一般財源の補完機能としての臨時財政対策債等を除く、投資的事業に係る地方債発行額上限を毎年5億円程度とし、地方債残高の圧縮に努める。

②有利な起債の選択

地方債の発行にあたっては、従来に引き続き交付税措置のある起債を選択するとともに、長期で低利な資金を活用する。

③繰上げ償還の実施

今後可能な限り繰り上げ償還を行ない、償還額の縮減を図る。

(6) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等は、「負担の公平性」を確保するため、受益の程度に応じた額の設定が必要である。このため負担額の適正化を図る。

●主要項目

①使用料の見直し

施設の使用料については、施設の設置目的、性格性、民間との競合などを考慮し、施設毎に使用料の見直しを行う。

②手数料の定期的な見直し

法令により手数料の上限が定められている場合は、法令の定めるところによるが、長年据え置いたままとしておくと、負担の公平性が損なわれることとなるので、必要に応じ見直しを行う。

③保育料の適正な見直し

保育料については、平成8年4月の料金改定以来すでに8年経過し、一般財源の持ち出しが年々増加し（平成15年度実績5,899万8千円）、見直しの時期にきている。

さらに平成16年度から、三位一体の改革で、公立保育所については、国・県よりの運営費負担金がなくなり（9,708万5千円の削減）、町単独の事業として展開される。このことを踏まえ後は、近隣市町村の動向等を加味しながら、適正な保育料への改正が必要である。

町の一般財源持ち出しを2年ごとに10%づつ圧縮すると、10年間で効果額は、約1億5,000万円が見込まれる。

また、入所に関しては公平性を保つため、「門川町保育の実施に関する条例」第2条の保育の実施基準を厳守する必要がある。

④公営企業会計及び特別会計に係る使用料等の見直し

独立採算性の原則を基本とし、収支計画にのっとった適正な算定基礎に基づく料金又は使用料を設定する。

⑤財産貸付の見直し

現在の貸付使用料については見直しを行い、特に5年経過した無償貸付については、譲渡か有償貸付を検討する。

●資料 財政状況等（普通会計）

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	15年度
地方税	1,453,666	1,445,400	1,450,549	1,369,507
地方交付税	2,635,368	2,499,692	2,351,995	2,127,199
国庫支出金	729,304	825,183	1,038,832	1,226,388
地方債	364,700	741,900	306,200	660,100
歳入合計	7,239,236	7,381,343	6,751,876	6,936,355
人件費	1,510,580	1,532,180	1,478,760	1,435,440
扶助費	401,311	436,801	465,953	609,960
公債費	744,434	951,808	767,712	750,627
普通建設事業費	1,668,333	1,728,085	1,229,740	1,299,486
歳出合計	6,969,938	7,079,503	6,475,965	6,695,535
経常収支比率	83.5	82.8	83.8	84.5
財政力指数	0.37	0.37	0.37	0.38
公債費比率	14.7	15.0	15.2	15.0
起債制限比率	10.8	11.0	10.9	10.7
地方債現在高	6,040,574	6,039,524	5,766,405	5,844,091

※ 1. 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標として「経常収支比率」が用いられます。これは、地方税や普通交付税など毎年経常的に歳入される一般財源（経常一般財源）が、経常的な人件費、公債費などにどの程度使用されたかを表す比率で、この経常収支比率が低いほど建設事業などの投資的経費に充当できる財源が豊かで、財政構造が弾力性に富んでいることを示しています。

※ 2. 財政力指数

財政力を示す指標として「財政力指数」が用いられます。この指数は、「1」に近く、また「1」を超えるほど財政力が強いといわれています。

※ 3. 公債費比率

公債費負担の程度を示す指標として「公債費比率」が用いられます。これは、地方債の元利償還金に充てられた一般財源が標準財政規模に対しどの程度の割合を占めているかを表す比率です。この比率が高いということは、それだけ建設事業等の政策的経費に充てる一般財源が少ないことを意味します。通常、財政構造の健全性をおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

※ 4. 起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として「起債制限比率」が用いられます。これは、地方債の許可方針に規定されたもので、この比率が一定率（過去3カ年間の平均が20%）以上の団体は、地方債が制限されます。

第2 社会環境の変化に対応した施策の展開

1 行政改革の経緯

本町においては、今まで保育所の民営化（2ヶ所）、施設の管理業務委託、一般廃棄物処理業務の委託（ごみ、し尿）を行うなど、行政改革と事務改善に積極的に取り組んできた。

実施年度	改革業務
昭和44年度	水道料金徴収事務の嘱託化
昭和52年度	電話交換業務委託
	一般廃棄物処理（ごみ）施設の運転業務委託
昭和54年度	// （し尿） //
	公共施設警備の業務委託
昭和56年度	タイプ浄書の業務委託
昭和57年度	消防・救急業務の広域業務化
昭和58年度	学校業務委託
昭和59年度	電算導入による事務の合理化（財政、住民、税務事務）
	組織機構の簡素合理化（環境保全課と保険課を統合）
	保育所定員の適正化（措置児童定員75名の減）
	職員給与の適正化（わたり廃止、初任給適正化、高齢職の昇給停止）

昭和61年度	草川保育所の民営化
平成元年度	町税（国保税）徴収事務の嘱託化
平成2年度	一般廃棄物処理業務（ごみ）の広域化
	失業対策事業の廃止
平成3年度	文化会館、海浜公園、体育センターの管理業務委託
平成5年度	総合福祉センターの管理運営業務委託
平成7年度	保育所定員の適正化（措置児童定員30名減）
平成8年度	保育所定員の適正化（措置児童定員60名減）
平成9年度	職員給与の口座振込みの導入
	学校給食部門関係の一部民営化
平成10年度	前納報奨金の廃止
	養護老人ホーム運営の民間委譲
	東臼杵南部公平委員会の共同設置
平成12年度	組織機構の簡素合理化（町民課と環境課を生活環境課に統合）
	（福祉保健課を福祉課と健康管理課に分離）
	（監査委員会事務局等を議会事務局へ移管）
平成14年度	組織機構の簡素合理化（総務課と財政課を総務財政課に統合）
	（企画開発課と商工水産課を企画商工水産課に統合）
	（建設課と都市計画課を都市建設課に統合）
	五十鈴保育所（定員45名）の民営化・廃止
平成15年度	いすず保育園の定員（60名）増加（措置児童15名増）、納税貯蓄組合奨励金の廃止、西門川小・中学校給食の配送方式への切替え
平成16年度	平城保育所の定員増加（90→120名）、門川保育所の定員増加（60→90名）、いすず保育園の定員増加（60→90名）

2 民間活力の積極的な活用

今まで行政改革を可能な限り行ってきたが、「民間ができることは、民間に」の基本姿勢で、今後も引き続き民間の活力を生かし、より効率的かつ効果的に住民サービスを提供できるよう、積極的に業務の委託を推進し、簡素で効率的な執行体制を確立する。民間活用の主な基準は、「住民サービスを低下させない」ことを原則に、

●継続的に業務がない分野

●単純労務及び施設の維持管理業務

●高度な専門的知識や技術を必要とする業務

などとする。

●主要項目

今後新たに委託等が検討される業務

- ①公立保育所の民営化（財政の効果額は、1保育所で1年間に2,070万円見込める。）
- ②西門川児童館の民営化（効果額は、1年間に470万円見込める。）
- ③学校給食業務の民間委託（効果額は、共同調理場で1年間に2,150万円見込める。）

3 広域行政の推進

本町においては、今まで日向地区斎場東郷霊園の運営、消防業務を広域で取り組んできた歴史があり、平成13年4月には、日向市・門川町・入郷町村の8市町村で、日向東臼杵南部広域連合を設置し、「ごみ処理場」「し尿処理場」「火葬場」「一般廃棄物最終処分場」の4つの施設の設置、管理運営業務を開始した。

また、県北15市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合、日向・東臼杵南部の8市町村で構成する日向・東臼杵南部市町村振興協議会等においても、地域の発展のため広域的な取り組みを行ってきている。

さらに平成12年4月から、地方分権一括法が施行され、地方分権が実行の段階となり、ますます多様化する住民のニーズや、介護保険、廃棄物対策などに対処するため、行財政基盤の強化や行政の垣根を越えた広域的対応が今後とも求められている。

4 事務事業の整理合理化

限られた財源及び職員を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開していくため、事務事業の整理合理化と効率化など行政の各分野において改善を図る。

(1) 事務事業の見直し

事業目的の明確化、適正な経費負担の確立など効果的な財政運営を図るため、住民と行政の役割分担を明確にし、簡素で効率的な行財政体制を確立する。

また、従来行政が実施してきた事務事業であっても、住民サービスの低下が生じないと判断される事務事業については、民営化、縮小、廃止などを行う。

●主要項目

① 事務局を所管している民主団体等のあり方

関係各課において、事務局を所管している民主団体等については、自主的運営ができるよう年次を決めて指導強化を図る。

② ボランティア団体の育成・連携

住民ニーズの多様化に伴い、従来の行政主導のあり方を再検討し、民間ボランティア団体等を活用できる分野においては、積極的に育成・連携する。

③ 町内配布文書の再検討

地区会長に配布を依頼している文書件数が増加し、地区会長の負担となっている。そのため、広報誌への集約した掲載や調整により、文書数を整理削減する。

④ 関係団体等機関誌と町広報誌との統合

社会福祉協議会、ふるさと文化財団等が発行する機関誌については、町広報誌に統合できないか検討する。また、ホームページの充実などにより情報提供を一層充実させる。

⑤ 事務の迅速化と申請書類の簡素化・電子化

事務決裁規程の見直しを行ない事務の迅速化を図る。また、事務処理時間を短縮するため、事務手続き手順の統一化、電子化を推進する。

⑥ 庁内等事務経費の削減

行政コストを削減するため、共有資料の庁内一律配布を見直し、庁内LANの活用によるデータ化の推進、共有化を進める。

5 情報化の推進

本町は、今まで住民基本台帳システムや税の賦課業務等、これまでも積極的に電算化を進めてきた。また、最近では全庁LANを構築するなど、分野を超えた情報の共有化や有効活用を図ってきた。今後も、多様化する住民ニーズに対応するため、電子自治体の取組みを早急に行ない、情報の提供、サービスの向上に努め、行政の効率化を推進する必要がある。

(1) 行政情報化の推進

個人情報の保護に十分配慮しつつ、事務処理の迅速化・効率化するため情報の共有化を推進する。

(2) 総合行政ネットワーク（LGWAN※）の構築

本町においては、平成15年度にLGWAN接続のための機器の整備をほぼ終了し、平成16年度から、これに対応する町組織認証局の体制整備、及び電子文書を公文書として扱える規定類の整備を行い、LGWAN本格稼動に備える。

LGWANでは、ネットワーク上で公文書のやり取りができるようになるほか、公共施設案内・予約等のサービスが受けられるようになる。

※LGWAN(Local Government Wide Area Network)は、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備するもの。地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として整備される。

(3) ホームページの積極的な活用

ホームページを積極的に活用し、情報を発信するとともに、広範な意見等の収集に努める。

6 行政の公平・透明性の確保

(1) 情報公開制度の一層の充実

国において平成11年5月に「情報公開法」が、本町においては平成12年12月に「情報公開条例」が制定された。今後、個人情報を保護しながらも、行政の透明性の向上を図り、住民がいつでも、必要な情報が入手できる情報の公開を推進する必要がある。

また、それに伴い「門川町個人情報保護条例」を、平成17年3月に施行する予定である。

第3 時代に即応した組織・機構の再編

1 組織・機構の再編

少子・高齢化の進行、地方分権の推進等により行政ニーズはますます高度化、多様化している。平成12年度に改定された「新門川町行政改革大綱」に基づき、組織機構の簡素・合理化を強力に推し進めた結果、

15課2局43係が、現在は12課2局45係に至っている。ただし、本来の目的は、最小限の職員数で、住民ニーズの変化に的確に対応し、新たな行政サービスを効果的に展開することにある。このような視点から、組織・機構の見直しに当っては、簡素で、わかりやすく、利用しやすい効率的な組織が望ましい。

このため、現在の組織・機構が果たして適正であるのか常に検証し、時代に即応した見直しを行う必要がある。

●機構改革の経緯

実施年度	機構改革の経緯
昭和59年度	組織機構の簡素合理化（環境保全課と保険課を統合）
平成12年度	組織機構の簡素合理化（町民課と環境課を生活環境課に統合） （福祉保健課を福祉課と健康管理課に分離） （監査委員会事務局等を議会事務局へ移管）
平成14年度	組織機構の簡素合理化（総務課と財政課を総務財政課に統合） （企画開発課と商工水産課を企画商工水産課に統合） （建設課と都市計画課を都市建設課に統合）

2 協議会等行政委員会の見直し

協議会等（審議会、協議会、委員会等。以下同じ）の中には、すでに当初の設置目的を達成したり、形骸化したりしているものが見受けられる。

したがって、本来の趣旨が生かされているか、効果的な運営がなされているかといった観点から随時見直しを行う。

●主要項目

ア 廃止するもの

すでに当初の設置目的を達成したものについては、廃止する。

イ 終期を設定するもの

事業実施時期に併せ、協議会等についても終期を設定し効率的な運営を図る。

ウ 委員数を縮小するもの

委員数は必要最小限にとどめ、真に必要な人数とする。

エ 委員報酬の見直し

委員により、報酬が年額、月額、日額又は1回と多様であることから実態に応じた整理を行う。なお、ボランティアとしての対応も検討する。

3 施設の管理運営

施設の管理運営については、委託管理を基本としながら施設の積極的な活用を図っているところであるが、それぞれの施設の役割、機能、運営方法等については、住民ニーズを的確に把握し、より効率的な運営を図る必要がある。

（1）施設の管理運営の適正化

管理運営費の抑制と施設の有効利用を図る。

●主要項目

①施設管理のあり方の随時検証を行ない、管理費用を抑制する。

(2) 外郭団体との役割分担

町が設立主体である団体については、最近の厳しい財政状況下、行政に全面的に頼ることなく、団体の自主・自立の強化と業務再編の面から改革を検討する。

●主要項目

①公の施設を管理委託する場合は、施設の使用許可や使用料徴収などの権限をできるだけ団体へ委譲して、事務の効率化を図る。また、休館日のあり方も、住民のニーズや時代に即応しているか検証し、改善を図る。

②団体に対して、次のような経営改善策の指導・助言を行う。

- ア 自主財源の確保、人件費の抑制、運営経費の削減等により、効率的な運営と財政的な自立を図ること。
- イ 団体職員の意識改革を図るとともに、柔軟で効率的な勤務形態や組織体制、事務事業の執行方法を改善し、サービスを充実させること。

③公の施設を管理委託する団体等の統廃合を図り、管理費用の抑制と効率的な運営を図る。

第4 効率的な行政運営と職員の能力育成

多様化している行政ニーズや、国・県からの権限移譲により増大する事務量を限られた予算と人員で対応するには、組織・機構の見直しや、IT化による省力化は不可欠であるが、併せて職員一人ひとりの能力を育成し、その能力を最大限に引き出して活用することが重要である。

これまでも職員研修や県への研修派遣等を通じて職員の資質向上に努めてきたが、今後はさらに政策能力や創造的能力、法務能力等活力あふれる人材の育成に努めるとともに、住民に対し職員一人ひとりが「親切、丁寧、平等」を基本理念とした、行政サービスが提供できるよう職員の育成に努める。

1 定員管理・人事管理の適正化

分権時代に即応した執行体制を構築し、簡素で効率的な行政運営の実現をめざし、多様化する行政ニーズに的確に対応することのできる行政体制の確立に努める。そのため、職員数をできる限り抑制しながら適正な配置を行っていくとともに、職務に対する意欲の向上や公務員倫理の確立が図られる人事管理を行っていく。

●職員定数及び職員数の現状（平成16年5月25日現在）

	職員数の経緯						
	H8・4	H11・4	H12・4	H13・4	H14・4	H15・4	H16・4
職員定数	204	204	204	204	185	185	185
職員実数	200	184	184	182	179	178	171
対前年増減		△16	0	△2	△3	△1	△7

※平成14年4月1日に職員定数を、204から185に改正。

このように、平成8年度からの8年間で、職員定数で19名減、職員実数で29名減(14%減)となり、これまでかなりスリム化がすすんでいる。

また、類似団体（※）との比較でも、普通会計ベース（※）で類似団体は171名に対し、本町では155名で、類似団体より16名少ない状況である。

今後も常に適正な職員の定員管理が必要であるが、過度な職員減少は住民サービスの低下、職員の健康管理の面でも弊害が予想されるので、長期的な観点から定員管理を検討することが必要である。

※類似団体

財政運営の適正化及び健全化を図るための比較検討の素材を提供するために、自らとその態様が類似している団体の財政の実態を把握し、身近な尺度として利用するもの。

※普通会計ベース

公営企業特別会計（水道、国保、介護、老健）を除いた会計で、本町では一般会計、草川会計の合計をいう。

●主要項目

①特別職等のあり方

町長・助役・収入役・教育長、及び非常勤特別職の報酬等について見直しを行う。なお、体制については、議会を含め検討する時期にきている。

②定員管理の適正化

職員数の抑制と適正な職員配置を実現するため、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、民間活用、IT化等を積極的にすすめ、「少数精鋭のプロ集団」を目指す。

- ア 定員管理を検討して、業務量を正確に分析し、新たな定員適正化計画を作成し、計画的に削減する。平成25年度末総数目標を、平成15年度178名より10%減（18名減）の160名とする。定年退職者の概ね75%の補充採用を目途とする。なお、削減効果は、10年間で約5億円が見込まれる。
- イ 課を超えた課題解決のため、プロジェクトチームの活用等相互応援体制の強化を図る。
- ウ 業務を効率的に執行するため、特殊性、専門性のある業務については、短期的にその知識、能力を持つ嘱託員等の活用を図る。

③人事管理の適正化

職員の志気高揚を図るためには、「公平な評価と処遇」が不可欠である。従来の年功序列的傾向の強い人事管理を再考する機会である。職員個々の能力・やる気を公平に評価し、処遇する人事管理が求められる。

●主要項目

- ア 幅広い視野を持った職員を養成するため、採用後の一定期間に複数の行政分野や業務を幅広く経験する育成型人事ローテーションを確立する。
- イ 職員の能力と勤務実績を公平に評価して人事配置や処遇に反映させるため、自己申告制度等を新たに設け、意向と業務評価を適正にする。
- ウ 広範な業務について、男女の区別なく能力に応じた配置を行う。
- エ 窓口や施設等、勤務時間の不規則な職種・職域においては、時差勤務制等の弾力的な体制を検討する。

2 給与制度の適正化

地方公務員の給与には、

- 職務と責任に応じたものであること（職務給の原則）
- 国や他の自治体、民間の給与を考慮したものであること（均衡の原則）
- 条例で定めること（給与条例主義の原則）

の三原則がある。こうした原則を踏まえながら、職員の給与については、国家公務員の給与制度に準じた取り扱いをしているが、今後とも国家公務員の給与水準や県内の動向に配慮しながら、適正な給与制度の管理に努めるとともに、住民の理解が得られ、職員の勤務意欲に支障をきたさない給与制度の管理に努める。

●ラスパイレス指数の推移

年 度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
門川町	96.9	95.6	94.8	95.4	96.9	97.2	96.4
町村平均	95.5	95.4	95.1	94.7	94.6	94.5	94.5
県平均	99.7	99.3	98.8	98.5	98.3	98.1	97.9
宮崎県	102.0	102.0	101.5	101.8	101.7	101.9	101.5
日向市	103.6	103.0	102.4	102.2	101.1	101.7	101.6
東郷町	96.0	96.4	95.6	95.0	94.1	93.9	93.8

年 度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
門川町	94.7	93.4	94.0	94.0	93.3	92.0	91.4
町村平均	94.5	94.4	94.4	94.5	94.3	94.4	94.4
県平均	97.8	97.8	97.8	97.7	97.5	97.6	97.5
宮崎県	101.0	101.1	101.4	101.6	101.7	101.8	101.5
日向市	101.2	101.4	100.7	99.6	99.4	99.5	100.2
東郷町	95.0	95.1	93.5	94.5	93.9	93.9	94.5

※ラスパイレス指数：国の給与水準を100とした場合の指数。

●主要項目

①職員の給与の適正化を図る

国に準じた給与水準への適正化に努める。

②早期勧奨退職制度の見直し

勧奨退職者の年齢を現行の55歳から50歳まで引き下げ、年齢に応じた割増を実施する。

③給与制度の見直し

職務内容と責任に応じた給与制度への見直しを行う。

④職員の勤務意欲向上

「職員は、町の人的財産である」という認識で、単に痛みばかりを強要することなく、長期的展望に立ちながらプロ集団化を目指し、やる気と能力を発揮する環境整備と配慮が必要である。

3 職員の能力開発

多様化する住民ニーズに応え、新しい施策を展開していくためには、職員の能力を高めるとともに、新たな時代に対応する意識改革を図っていくことが必要である。このため、研修部門を強化して、早急に能力開発と意識改革を目指した職員の育成を図る。

①政策形成能力の育成

- ア 新しい時代の地方自治に対応する政策課題研修の充実
- イ 施策等を住民へ提案する能力や調整能力、対外折衝能力、説明能力などを育成する研修の充実
- ウ 行政の情報化に対応する情報処理能力を高める研修の充実

②管理能力の育成

- ア 職場の雰囲気づくりのための管理者のリーダーシップの養成
- イ 職員の能力及び勤務実態を公平に分析、評価、指導できる能力の育成
- ウ どのような状況下にも、的確に対応できる危機管理能力の育成

③経営感覚の養成

- ア 事務事業の有効性、効率性等の評価能力の養成
- イ 経営感覚及びコスト意識の醸成
- ウ 住民サービスを向上させる意識の醸成

第5 住民参加型まちづくりの推進

1 計画から実行への住民参加

「日本一住みよい門川町」づくりには、行政だけではその実現が困難であり、住民の積極的な参加と協力が不可欠である。

このために、計画策定段階から実行まで、住民と行政がともに考え、協働することを基本に、バランスのとれた住民参加型の行政を推進する。

(1) 身近な活動からの参加促進

ごみの減量や省エネの取組み、住宅前の清掃などの個人レベルから、公園や地域の公共的施設の維持管理、街並みの美化、自主防災などの身近な活動を進めていくためには、住民自ら話し合い、協議に参加し実行することが大切である。

このため、町としても住民が、町政に対する義務と権利と責任について理解を深めるとともに、できるだけ広い分野で気軽に参加できるような環境づくりを進める。

●主要項目

①審議会、委員会などの委員の広範な選出

審議会、委員会など委員の選出については、それぞれの計画内容に応じて住民の意見や提案を計画に反映させる手法を取り入れるほか、住民と行政が一体となって計画を策定する方法を取り入れる。

②審議会、委員会などの公開

町が策定する各種計画への住民の関心を高めるため、計画策定にあたって設置される審議会、委員会などの審議、検討の内容を公開することを原則とする。

③「人にやさしいまちづくり町民運動」の充実・推進

住民主体のまちづくりを推進するため、町の運営に関して必要な調査研究、まちづくり活動、まちづくりの啓発などを住民が主体となって考え行動する組織である「人にやさしいまちづくり町民運動」の一層の推進を図る。

④NPO法人との連携・活用

個々人の自発的な意思、幅広い関心、興味等により対等な関係で構成された非営利団体や個人の活動は、住民活動を推進する法律（NPO法）の整備などにより、幅広い分野でますます活発になりつつある。

今後は、多種多様な住民団体が自主的に活動しやすいように、町においても過度の干渉とならないように配慮しながら、関係団体との連携・活用を図る。

(2) 男女共同参画によるまちづくりの推進

本町では、これまでも女性の社会参加を積極的に支援するとともに、計画策定などの場における女性の参画を拡大し、あらゆる分野における「男女共同参画社会」の形成を積極的に推進してきた。

今後とも引き続き、このような男女共同参画によるまちづくりの推進を図る。

●主要項目

①審議会、委員会への女性登用の拡大

計画策定などの場における女性の参画を拡大するため、各種審議会等委員への女性の登用率を30%以上となるよう努める。

Ⅲ

行財政改革の推進にあたって

1 行財政改革の推進期間

本計画の推進期間は、平成16年度から平成25年度までの10ヶ年間とする。

2 進行管理

行財政改革の着実な推進と適切な進行管理を行うため、実施計画書に基づき、毎年度進行状況を評価し、次年度の推進内容等を幹事会等で確認する。

また、現時点での目標数値が確定していないものについては、今後検討し、可能な限り設定する。

なお、行財政を取り巻く情勢が流動的な状況にあるので、継続的な検証、見直し、客観的な評価を行っていくものとする。

3 住民への情報提供と意見の反映

住民の理解と協力を得て行財政改革を推進するため、進行状況等を広報誌やホームページ等で公表するものとする。

門川町行財政改革構想実施計画

●はじめに

本町の行政改革については、これまで「新門川町行政改革大綱（平成12年3月改定）（以下「新行革大綱」という。）を定め強力に推進してきたが、地方分権推進に伴う事務量の増大、社会情勢の急激な変化、及び三位一体の改革が進む中、行政の最重要課題として捉え全分野において、さらなる行財政改革を図ることとする。

また、具体的な取組みについては、構想に基づき進行管理を行うものとし、進行の過程で本実施計画書に基づく実施が困難な場合や計画の見直しが必要な場合は、幹事会にて見直しを行うことができるものとする。

1 財政健全化の推進

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
①	予算編成の改善	シーリング方式とゼロベース方式との併用により、予算編成の改善を図る。	○	○	○	○	○	総務財政課 全 課
②	事業評価の反映	事業評価方式を導入し、費用対効果を反映した財政運営を図る。	◎	◎	◎			総務財政課
③	バランスシートの活用	財政状況を明らかにするため導入を検討する。	○	○	○	○	○	総務財政課
④	第四次長期総合計画の見直し	社会経済の変化や三位一体の改革、住民ニーズの変化に伴う事業の要否など、当初計画との乖離(かいり)を精査し、改訂版を作成する。	◎	◎				企画商工水産課
⑤	下水道計画の見直し	平成14年度に基本計画を策定済みであるが、長期財政計画等との調整を図りながら、効率的かつ経済的な計画を検討する。	○	○				都市建設課 生活環境課 農 林 課 関 係 各 課
⑥	公共工事のコスト縮減	国・県の公共工事コスト縮減対策に関する行動計画に基づき、今後も計画から管理までの各段階における最適化を図り、工事コストの縮減を図る。	○	○	○	○	○	都市建設課 農 林 課 関 係 各 課
⑦	町税等の収納率向上	負担の公平・公正確保のため、口座振替制度の推進や強化月間等による徴収、滞納処分等の実施により、収納率の向上を図る。	○	○	○	○	○	税 務 課 健 康 管 理 課

1 財政健全化の推進

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担当課
			16	17	18	19	20	
⑧	補助金等の整理 合理化	現在の補助事業件数は、国県関連事業、単 独事業を合わせると115件ある。財政健全 化を図る上からも事業効果、存続性等その 必要性について、関係課で十分審査し、年 次的に実績主義を原則に、補助金の整理合 理化を図る。 ①「補助金等検討委員会」の設置 ②制度の抜本的な見直しを行う ・産業文化振興補助金交付規則の見直し ・環境整備事業促進措置の補助金の見直し等	◎	○	○	○	○	総務財政課 関係各課
⑨	負担金の見直し	法令等に定めのあるものを除き、構成機関 と十分協議を行ない縮減を図る。	◎	◎				総務財政課 関係課
⑩	慶弔制度の見直 し	敬老お祝い制度を見直す。	○	◎				福 祉 課
⑪	地方債発行の適 正化	地方債残高の増加は次の世代に負担を求 めることになる。発行額や公債費を適正な 水準にとどめる。	○	○	○	○	○	総務財政課
⑫	使用料の見直し	改定以来5年を経過しているものは、受益 者負担の原則にたち、関係課において見直す。 ・補助金等検討委員会の活用	◎	○	○	○	○	関係各課
⑬	手数料の見直し	負担の公平性を確保するため、5年経過し ているものは見直す。 ・補助金等検討委員会の活用	◎	○	○	○	○	関係各課
⑭	保育料の見直し	平成8年度改正以来すでに8年が経過し、年々 持ち出しが増加している。近隣市町を参考に、 早急に見直す必要がある。段階的に、10年 以内に町の一般財源の持ち出しを50%圧 縮する。	○	◎	○	◎	○	福 祉 課
⑮	草川特別会計の 廃止	初期の目的を達したと思われるので、特別 会計を廃止し、一般会計に組み入れる必要 がある。	◎	◎				都 市 建 設 課

1 財政健全化の推進

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
⑩	土地開発公社の廃止	昭和47年に設立され、これまで大きな役割を担ってきた歴史がある。「新行革大綱」で存続が検討されたが、引き続き廃止を含め検討する。	◎	◎				企画商工水産課

2 社会環境の変化に対応した施策の再編

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
①	公立保育所の民営化	公立保育所運営費用が平成16年度から単独となった。今後の財政状況を考慮し、一保育所については、平成18年度までに民営化する。	◎	◎	◎	○	○	福 祉 課
②	西門川児童館の委託	「新行改大綱」で委託する方向で計画していたが未実施である。早急な実施が必要であり、平成17年4月に実施する。効果額は、年間に約470万円が見込まれる。	◎					福 祉 課
③	共同調理場の民間委託	調理業務の民間委託を行う。効果額は、年間に約2,150万円が見込まれる。	○	◎				教 育 総 務 課 共 同 調 理 場
④	広域行政の推進	今後ますます多様化するニーズに対応するため、垣根を越えた広域的対応が必要である。	○	○	○	○	○	総 務 財 政 課 企 画 商 工 水 産 課 生 活 環 境 課
⑤	民主団体等の自主的運営	関係各課において事務局を所管している民主団体等については、自主的運営ができるよう年次を決めて取組む。 ・補助金等検討委員会の活用 ・五十鈴土地改良区(17年4月移行予定) ・文化協会(未実施)	◎	○	○	○	○	関 係 各 課

2 社会環境の変化に対応した施策の再編

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
⑥	ボランティア団体の育成・連携	民間ボランティア団体を積極的に支援する。	○	○	○	○	○	関 係 各 課
⑦	町内配布文書の再検討	広報誌への集約した掲載等により、文書数を整理削減する。	○	○	○	○	○	総 務 財 政 課
⑧	外郭団体機関紙と町広報誌との統合	社会福祉協議会、ふるさと文化財団等の機関紙と統合し、経費削減ができないか検討する。	○	◎				関 係 各 課
⑨	事務事業の見直し	事務決裁規程等を見直す。	◎	◎				総 務 財 政 課 関 係 各 課
⑩	各種申請書等の簡素化と電子化	各種申請書の押印については、制度上の義務付け以外はできる限り省略し、添付書類は簡素化する。また、申請書等の様式等をホームページに掲載し、利便性を図る。	○	○	○			総 務 財 政 課 関 係 各 課
⑪	行政事務経費の削減	共有資料の一律配布を見直し、町内LANの活用を推進する。	○	○				全 課
⑫	業務委託経費の見直し	業務委託経費を総合的に見直す。	○	◎	○	○	○	関 係 各 課
⑬	ホームページの活用	ホームページを積極的に活用し、情報の発信と意見の収集に努める。	○	○	○	○	○	総 務 財 政 課 全 課

3 時代に即応した組織・機構の再編

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
①	時代に即応した全庁的な組織・機構の見直し	<p>平成12年度から平成14年度にかけて組織・機構の見直しを行ない、15課2局43係が、現在は12課2局45係に至っている。今後は、現在の組織・機構が果たして適正であるかを常に検証し、時代に即応しなければならない。</p> <p>1. (A案)</p> <p>①総務財政課を「総務課」とする。 ・総務財政課の財政係、管財係を企画商工水産課へ移管する。</p> <p>②企画商工水産課を「企画財政課」とする。 ・企画商工水産課の水産係を農林課へ移管する。</p> <p>③農林課を「農林水産課」とする。</p> <p>2. (B案)</p> <p>①総務財政課を「総務課」と「財政課」に分離する。 ・財政課を財政係、管財係の2係とする。</p> <p>②企画商工水産課を「企画商工課」とする。 ・企画商工水産課の水産係を農林課に移管する。</p> <p>③農林課を「農林水産課」とする。</p> <p>※A、B案等をさらに検討し、平成17年4月1日に課の再編を実施する。</p> <p>3. 今後「係」の再編を検討する。</p> <p>①係の再編(企画、総務、農林、教育委員会等)</p>	◎	○	○	○	○	総務財政課

3 時代に即応した組織・機構の再編

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
②	協議会等行政委員会の見直し	協議会等の中には、すでに当初の目的を達成したり、形骸化しているものが見受けられ、見直しが必要である。 当初の目的を達したら速やかに解散する。 またその手続きを行う。 ・補助金等検討委員会の活用	◎	○	○	○	○	総務財政課 関係各課
③	公共施設の管理運営の適正化	管理運営費の抑制と施設の有効活用を図るため、方策を講じる。 ①施設の管理費の節減及び人件費等の適正化を図る。 ②権限委譲による事務の効率化を図る。 ③施設の休館日等のあり方を検討する。						社会教育課 関係各課
			○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	
			◎	◎				

4 効率的な行政運営と職員の能力育成

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
①	特別職等のあり方	<p>町長・助役・収入役・教育長、及び非常勤特別職の報酬等について見直しを行う。</p> <p>なお、体制については、議会を含め検討する時期にきている。</p>	○	◎	◎	○	○	総務財政課
②	定員管理の適正化	<p>これまで「新行革大綱」により、推進してきた経緯がある。これからは、多様化するニーズに的確に対応できる行政体制の確立に努める。そのためには、職員数をできる限り抑制しながら、適正な定員管理を行なう。</p> <p>・平成 8年4月1日現在職員数……………200名 ・平成11年4月1日現在の条例定数…204名 ・平成11年4月1日現在職員数……………184名 ・平成12年 // // ……184名 ・平成13年 // // ……182名 ・平成14年4月1日現在の条例定数…185名 ・平成14年4月1日現在職員数……………179名 ・平成15年 // // ……178名 ・平成16年 // // ……171名 ・平成25年度末職員数目標……………160名</p> <p>このように、平成25年度末の職員実数を160名とし、その間の退職者総数は74名、新規採用者56名と仮定すると、10年間の効果額は、約5億円が見込まれる。</p>	○	○	○	○	○	総務財政課

4 効率的な行政運営と職員の能力育成

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担 当 課
			16	17	18	19	20	
③	臨時職員の雇用	平成11年度から総務財政課による集中管理方式を行ない必要最低限の雇用に努めているが、引き続き継続する。	○	○	○	○	○	総務財政課 関 係 課
④	嘱託員の雇用	特殊性、専門性のある業務については、嘱託員等の活用を図る。	○	○	○	○	○	総務財政課 関 係 課
⑤	時間外勤務の縮減	必要性及び健康管理の面から、慢性的な業務については、適正配置等の観点から検討する。	○	○	○	○	○	総務財政課 関 係 課
⑥	人事管理の適正化	<p>「公平な評価と処遇」を基本に、採用後の一定期間に複数の業務を幅広く経験させる育成型人事が必要である。</p> <p>①育成型人事ローテーションの確立を図る。 (例)窓口担当課、事業課、総務企画の3部門を10年間で一巡する。</p> <p>②自己申告制度(希望調査)の導入を図る。</p> <p>③各課の職員配置の抜本的な見直しを行う。</p> <p>④男女の区別なく、能力のある職員について積極的な登用を公平に行う。</p> <p>⑤昼窓については、いろいろ解決すべき課題がある。一部の職員の過重な負担を軽減するため、時差勤務体制等を行う。</p>						総務財政課
			○	◎	○	○	○	
			◎	◎	○	○	○	
			○	◎	○	○	○	
			○	○	○	○	○	
			○	◎				

4 効率的な行政運営と職員の能力育成

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担当課
			16	17	18	19	20	
⑦	給与の適正化	国や他の自治体の給与水準を考慮し、市民の理解が得られ、職員の勤務意欲に支障をきたさない給与体系を目指す。	○	○	○	○	○	総務財政課
⑧	早期勧奨退職者制度の拡充	勧奨退職者を50歳まで拡大する。	○	◎				総務財政課
⑨	職員の能力開発の推進	新たな課題に対応する能力開発と意識改革を目指した職員を育成する。 ①政策形成能力の育成を図る。 ②管理能力の育成を図る。 ③経営感覚の養成を図る。	○	○	○	○	○	総務財政課 関係各課

5 住民参加型のまちづくりの推進

○：継続的に取り組むもの ◎：目標年次を決めて取り組むもの

番号	改善・検討事項	内 容	目標年度					担当課
			16	17	18	19	20	
①	身近な活動からの参加促進	ごみの減量等個人レベルの身近な活動から、まちづくりへの積極的な参加を推進する。						関係各課 関係各課 関係各課 関係各課 総務財政課
		①審議会・委員会などの委員の広範な選出	○	○	○	○	○	
		②審議会、委員会などの公開	○	○	○	○	○	
		③「人にやさしいまちづくり市民運動」の充実・推進	○	○	○	○	○	
		④NPO法人との連携・活用	○	○	○	○	○	
		⑤パブリックコメント導入の検討	○	○	○	○		
②	男女共同参画によるまちづくりの推進	男女共同参画社会の実現のため、各種審議会等委員への女性登用率を30%以上となるよう努める。	○	○	○	○	○	総務財政課 関係各課

門川町財政シミュレーション(普通会計) <平成16年10月現在>

この財政シミュレーション(財政収支見直し)は、下記的前提条件により、平成15年度普通会計決算額をベースに、20年度までの収支を試算したものです。なお、この試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じて変化するものです。

また、現在、国が進める「三位一体の改革」は、国の17年度以降の予算編成及び税制改正の中で具体化が図られることとなっています。税源移譲や国庫補助負担金の廃止・縮減等不確定の要因はありますが、「地方6団体の改革案」等現時点での予測値等を盛り込んでいます。ただし、今後の経済情勢や「三位一体の改革」の具体化などの国の制度改正によっては、変動する可能性があります。

1 試算の前提条件

(推計期間及び対象)

平成15年度決算額をベースに平成16年度から20年度までの直近5ヶ年間の普通会計予算(一般会計・草川会計)とした

2 試算方法

歳入	町 税	平成16年度見込額をベースに将来も一定であると仮定、平成18年度より税源移譲分(1億5千万円)を加える
	所 得 譲 与 税	平成16年度は32,280千円、平成17年度は見込額67,530千円、平成18年度以降は税源移譲に伴い廃止
	地 方 交 付 税	平成17年度は、国予算概算要求ベース0.0%、平成18年度は国予算1兆円削減(5.0%)、平成19年度以降は一定
	その他一般財源(地方譲与税~交通安全交付金)	平成15年度決算額をベースに将来も一定であると仮定
	分 担 金 ・ 負 担 金	平成16年度見込額をベースに将来も一定であると仮定、保育料改定分(私立分)を加味する
	使 用 料 ・ 手 数 料	平成16年度見込額をベースに将来も一定であると仮定、保育料改定分(公立分)を加味する
	国 庫 支 出 金	1. 制度上の国庫支出金は平成16年度見込額ベース 2. 投資的事業分の国庫支出金は長期財政計画数値ベース 3. 国庫補助負担金の削減分は平成16年度削減額、17・18年度削減額は地方6団体案を加味、19年度以降は一定
	県 支 出 金	1. 制度上の県支出金は平成16年度見込額ベース 2. 投資的事業分の県支出金は長期財政計画数値ベース 3. 国庫補助負担金の削減に伴う県支出金削減分は平成16年度削減額、17・18年度削減額は地方6団体案を加味、19年度以降は一定
	繰 入 金	平成15年度決算額をベースに将来も一定であると仮定(基金繰入金を除く)
	繰 越 金	繰越金は毎年2億円程度をベースと仮定
	町 債	1. 長期財政計画(投資的事業5カ年計画)に基づく起債額ベース 2. 臨時財政対策債(平成17年度は20%減、18年度は前年度20%減、19年度はなし) 3. 減税補てん債(平成16年度見込額ベース)
	その他の収入(財産収入・寄附金・諸収入)	1. 平成16年度見込額をベースに将来も一定であると仮定 2. 投資的事業分の諸収入は長期財政計画数値を加味する
歳出	人 件 費	平成15年度決算額をベースに将来も一定であると仮定、職員数減少分加味する
	扶 助 費	平成16年度見込額をベースに毎年2%増であると仮定
	公 債 費	平成15年度決算後未借入分、長期財政計画(投資的事業5カ年計画)に基づく分及び臨財債・減税補てん債分の償還金の計
	物 件 費	平成16年度見込額をベースに毎年0.2%減であると仮定
	維 持 補 修 費	平成15年度決算額をベースに将来も一定であると仮定
	補 助 費 等	平成15年度決算額をベースに毎年0.1%減であると仮定
	積 立 金	平成15年度決算額をベースに各年度の余剰金分を加味して仮定
	投資・出資金・貸付金	平成16年度見込額をベースに将来も一定であると仮定
	繰 出 金	平成15年度決算額をベースに将来も一定であると仮定
	普 通 建 設 事 業	長期財政計画(投資的事業5カ年計画)に基づく事業費+1億円(1件1千万円以下事業額)
災 害 復 旧 事 業 費	災害復旧費は費目のみ180万円と仮定	

財政計画（財政シミュレーション）

（単位：千円）

年度	自主財源					依存財源									
	歳入総額	町税	分担金 負担金	使用料 手数料	繰入金	繰越金	財産収入 寄附金 諸収入	所得課与税	地方交付税	その他一般 財源(地方課 与税~交通 安全交付金)	国庫支出金	県支出金	町債		
平成15年度	6,936,355	2,608,065	1,369,507	202,369	436,861	275,911	248,656	4,328,290	0	2,127,199	555,049	671,339	660,100	463,400	16,000
平成16年度	7,482,230	2,662,745	1,349,495	205,866	592,789	215,438	233,639	4,819,485	32,280	2,059,128	707,988	621,186	1,084,300	327,900	199,100
平成17年度	6,381,788	2,573,572	1,349,495	208,866	515,792	182,299	248,602	3,808,216	67,530	2,050,000	426,405	325,878	623,800	260,000	14,500
平成18年度	5,741,701	2,779,309	1,499,405	208,866	415,792	186,728	400,000	2,962,392	0	1,990,000	251,144	169,245	237,400	200,000	14,500
平成19年度	5,363,429	2,601,954	1,499,405	211,866	415,792	183,373	220,000	2,761,475	0	1,990,000	251,144	171,128	34,600	0	14,500
平成20年度	5,369,981	2,596,089	1,499,405	211,866	415,792	187,508	210,000	2,773,892	0	1,990,000	258,844	169,245	41,200	0	14,500

年度	義務的経費				一般行政経費				投資的経費			収支 (歳入-歳出)		
	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	積立金	投資・出資 金・貸付金	繰入金	普通建設 事業費		災害復旧費	
平成15年度	6,695,535	2,796,027	1,435,440	750,627	919,965	38,204	488,532	460,770	138,696	510,819	1,342,522	1,299,486	43,036	240,820
平成16年度	7,299,931	2,937,120	1,406,087	906,723	918,277	40,357	499,868	443,050	122,116	469,643	1,869,500	1,857,816	11,684	182,299
平成17年度	6,195,060	2,731,772	1,395,087	699,889	916,440	40,357	499,368	332,620	122,116	510,819	1,041,568	1,039,768	1,800	186,728
平成18年度	5,558,328	2,734,583	1,384,087	700,965	914,607	40,357	498,868	222,190	122,116	510,819	514,788	512,988	1,800	183,373
平成19年度	5,175,921	2,721,332	1,354,087	704,724	912,777	40,357	498,369	51,960	122,116	510,819	318,191	316,391	1,800	187,508
平成20年度	5,184,731	2,681,064	1,302,587	702,706	910,951	40,357	497,870	71,730	122,116	510,819	349,824	348,024	1,800	185,250

財政シミュレーション



